

札幌市税条例の一部を改正する条例案

平成28年(2016年)2月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市税条例の一部を改正する条例

札幌市税条例(昭和25年条例第44号)の一部を次のように改正する。

第44条を次のように改める。

(固定資産税の不均一課税)

第44条 特定地方活力向上地域(地域再生法(平成17年法律第24号)第8条第1項の認定地域再生計画で北海道が作成したものに記載されている地方活力向上地域(同法第5条第4項第4号の地方活力向上地域をいう。)をいう。)において、同法第17条の2第3項の認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備(地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)第2条第1号の特別償却設備をいう。以下この条において同じ。)を新設し、又は増設した同法第17条の2第4項の認定事業者(公示日(同令第1条の公示日をいう。以下この条において同じ。)から平成30年3月31日までの間に認定を受けた認定事業者であつて同法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施するものに限る。)については、当該特別償却設備である家屋、構築物若しくは償却資産又は当該家屋若しくは構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、最初に到来する固定資産税の賦課期日に係る年度以後3年度の間課すべきものに限り、前条の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、当該右欄に定める割

合を乗じた税率とする。

年度の区分	割合
第1年度	10分の1
第2年度	4分の1
第3年度	2分の1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

地域再生法の改正に伴い、北海道知事の認定を受けて東京都特別区から札幌市に本社機能を移転する企業に係る固定資産税について、3年間の軽減措置を講ずるため、本案を提出する。